

公益財団法人 交通エコロロジー・モビリティ財団
 〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階
 電話：03-3221-7636 ファックス：03-3221-6674
 グリーン経営認証審査グループリーダー 殿

記入例

「グリーン経営認証」審査申請書

申込日		平成27年 4月 10日	
事業の種類 (該当する事業の種類に○印)	・倉庫業 (普通倉庫/冷蔵倉庫) ・港湾運送事業 ・倉庫業及び港湾運送事業 (一括)		
会社名(フリガナ)	エコモソウコ (カブ)		
会社名	エコモ倉庫株式会社		
代表者氏名(フリガナ)	エコモ イチロウ		
代表者氏名	エコモ 一郎		
資本金	10,000	万円	全社員数 95 名
申請者氏名(フリガナ)	エコモ タロウ		
申請者氏名	エコモ 太郎		
担当部署/役職	専務取締役		
連絡先住所	〒231-00** 神奈川県横浜市中区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号		
電話/ファックス	TEL : 045-2**-****	FAX :	045-2**-****
Eメールアドレス	taro-ecomo@ecomo.or.jp		
ホームページURL	http://www.ecomo.or.jp/		

※ Eメールアドレスはパソコンをご利用の方のみで、携帯電話の場合は記入不要です。

審査登録対象事業所

対象事業所数 ※	3	ヶ所	対象事業所の従業員数	計	67	名
チェックリスト作成者名	エコモ 次郎					
担当部署/役職	関東支店 横浜第一営業所 所長					
電話/ファックス	TEL : 045-3**-****	FAX :	045-3**-****			

※複数事業所を一括申請するためには、同一のチェックリストで管理されている必要があります。
 「審査登録対象事業所一覧表」にすべての事業所の名称、住所及び審査訪問先、審査希望時期等を記載してください。

■個人情報収集にあたっての告知事項

- ご提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針 (http://www.ecomo.or.jp/support/privacy.html) に基づき、管理いたします。
- 個人情報は、グリーン経営認証に関する事務手続きおよび認証取得後の情報提供にのみ使用します。
- 発送業務を個人情報保護体制について一定の水準を満たす外部業者に委託することがあります。
- 個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口
 公益財団法人交通エコロロジー・モビリティ財団 総務部
 電話：03-3221-6672 FAX：03-3221-6674 E-mail：ecomo_kojin@ecomo.or.jp

弊社は、グリーン経営審査登録の申請にあたり、「グリーン経営認証取得の手引き」に記載された事項を遵守することを承諾いたします。

平成27年 4月 6日
 組織名 エコモ倉庫株式会社
 代表者名 エコモ 一郎



申請書は原紙を郵送してください。ファックスによる提出は受け付けておりません。送付先は左記の住所です。

申請書の提出日を記入してください。

該当する事業に○を付けてください。
 ◆一つの事業所で、倉庫業と港湾運送事業とを兼業しており、グリーン経営の取り組みを一本化して行っている場合には、その事業所について倉庫及び港湾運送の登録申請を一括して行うことができます。
 ◆複数事業所一括申請で、A事業所は兼業、B事業所は倉庫(又は港運)の場合にも両事業一括申請できます。
 ◆複数事業所一括申請で、A事業所は兼業、B事業所は倉庫、C事業所は港運の場合には、両事業一括申請はできません。

御社の会社名を記入してください。支店や事業所単位で申請される場合でも支店・事業所名ではなく会社名を記入して下さい。

会社の代表者名(社長名)を記入して下さい。支店等で申請される場合でも社長名を記入して下さい。

支店等の単位で申請される場合でも、支店等の社員数ではなく、全社員数を記入して下さい。

当財団と審査登録における諸連絡をさせていただきご担当の方の氏名、担当部署/役職、連絡先、パソコンのメールアドレスをご記入ください。(責任者の方のお名前でも結構です。)

ご記入いただいた場合は、当財団および国交省のホームページの「登録事業所一覧」よりリンクいたします。

審査登録を希望する全事業所の総従業員数を記入して下さい。
 ※非正規雇用の方も含めてご記入ください。

チェックした方の氏名、担当部署/役職、連絡先をご記入ください。

審査、登録を希望される事業所の数をご記入ください。1ヶ所の場合でも必ずご記入ください。

会社の代表者が「グリーン経営認証取得の手引き」の内容を了解して、審査登録の申請書を提出することを最終的に決定・承認した日付を記入して下さい。

会社名をご記入してください。支店や事業所単位でご申請いただく場合は、支店名や事業所名でも結構です。

支店や事業所単位でご申請いただく場合は、支店長名や事業所長名でも結構です。

印は、社印でも代表者の個人印でも結構です。

記入例

倉庫業・港湾運送事業の場合に認証申請ができるのは、以下に該当する事業所です。

- ◆倉庫業法に基づき登録された倉庫を運営している事業所
- ◆港湾運送事業法に基づき各指定港湾ごとに事業免許または事業許可を受けている事業所及び事業の届出をしている事業所

会社名、事業所名称、所在地は、そのまま認証登録証に明記されますので、正確にご記入ください。

倉庫など施設が事業所住所とは別の場所にある場合は、倉庫の住所ではなく、事業所の住所を記入します。

こちらへは、申込日(発送まで数日要する場合は発送日を基準に考えて下さい)から**3週間後以降の平日**で希望日を設定してご記入ください。
(土日祝祭日は審査を受け付けていません。)

「△月上旬」や「いつでも可」等のようにご記入いただいても結構です。

審査登録対象事業所一覧表

(別紙1)

登録対象事業 (該当に○)	倉庫種類 (倉庫業は該当に○)	会社名、事業所名称 (例:○○株式会社△△支店□□営業所)	施設名 (限定の場合のみ) (例:××号倉庫) (例:××号上屋)	審査訪問先	審査希望時期(年/月/日)		
					第一希望	第二希望	第三希望
1	倉庫 港運 両事業	エコモ倉庫株式会社 関東支店 千葉臨海営業所 〒***-**** 千葉県千葉市○○区○○町○○丁目○○番地○○号	(倉庫) 出洲1, 2, 3号、 (港運) 中央コンテナ	◎	2015年 5/18	2015年 5/20	2015年 5/25
2	倉庫 港運 両事業	エコモ倉庫株式会社 関東支店 埼玉営業所 〒***-**** 埼玉県朝霞市○○○○丁目○○番地○○号			/	/	/
3	倉庫 港運 両事業	エコモ倉庫株式会社 関東支店 横浜第一営業所 〒***-**** 神奈川県横浜市○○○○丁目○○番地○○号		○	2015年 5/19	2015年 5/21	2015年 5/26
4	倉庫 港運 両事業				/	/	/
5	倉庫 港運 両事業				/	/	/
6	倉庫 港運 両事業				/	/	/
7	倉庫 港運 両事業				/	/	/
8	倉庫 港運 両事業				/	/	/

登録を希望する事業に○を付けてください。

倉庫業で登録する場合には該当に○を付けてください。

倉庫、上屋など施設を限定する場合は記入します。事業所全体で取り組むため、倉庫等の施設を限定しない場合は記入不要です。
下の解説をご理解の上、正確に記入して下さい。

実地審査を希望する事業所に○印を記入してください。複数事業所の場合、**半数以上**の事業所を実地審査致します。複数の事業所で実地審査を受ける場合、**一番最初に実地審査を受ける事業所には◎をつけて下さい。**
書類審査(実地審査以外)の事業所の環境安全管理責任者は、◎の事業所の審査に同席して書類の抜き取り審査を受けて頂きます。

移動時間が30分以内の場合は、1日で2箇所の審査が可能です。同一審査日を希望の場合は、当該事業所の審査希望日欄に同一希望日を記入し、**「30分以内で移動が可能なら、同日審査を希望」**など、その旨を余白に記入して下さい。

- (登録対象施設を限定する場合) 審査登録対象事業所において管理している複数の倉庫又は上屋等のうち、特定の倉庫又は上屋等のみを登録対象とする場合には、施設名欄に対象とする倉庫又は上屋等の名称を記入して下さい。この場合には「例:○○株式会社△△支店□□営業所××号倉庫」が認証登録の範囲となり、認証登録証に記載されます。登録対象とする倉庫に付帯施設が含まれる場合には、倉庫名称に付記して下さい。(例:××号倉庫及び○○配送センター)
- (施設限定の無い場合) 審査登録対象事業所において管理されている全ての倉庫又は上屋が登録対象の場合には、施設名欄に記入する必要はありません。この場合、事業所全体が認証登録の範囲となり、事業所名称欄に記載された名称が認証登録証に記載されます。登録対象とする事業所に付帯施設が含まれる場合には、事業所名称に付記して下さい。(例:○○株式会社△△支店□□営業所及び○○配送センター)
- (複数事業所一括登録申請の場合) 審査登録対象事業所の半数の事業所を現地審査しますので、審査訪問先欄にご希望の半数の事業所に○印を付けて下さい。(審査登録対象事業所数が奇数の場合は切り上げます。例:5事業所→3事業所) また、初日の審査では当該事業所の審査及び現地審査対象外の事業所についての書類の抜き取り審査を行いますので、現地審査対象外の事業所の環境安全管理責任者にも同席して頂きます。○印を付けた事業所の中から、最初に審査する事業所に◎印を付けて下さい。その他の現地審査は各事業所での実施状況を審査します。
- 2年後の更新審査時には、今回現地審査を実施していない事業所は、必ず現地審査の対象となります。
- (倉庫業及び港湾運送事業の一括申請) 原則は事業ごとに申請をしていただきますが、一つの事業所で倉庫業と港湾運送事業を兼業しており、グリーン経営の取組みを事業所として一本化して行っている場合は両事業一括申請が可能です。なお、複数事業所一括申請の場合で、一つ以上の事業所で両事業を兼業していれば、他の全ての事業所は、倉庫業のみを行っている場合、又は港湾運送事業のみを行っている場合でも、両事業一括申請は可能となります。

記入例

認証登録連名事業者一覧表

(別紙2)

申請事業所名称	連名事業者名	協力事業 (該当するものに○)	連名事業者住所
関東支店 千葉臨海営業所	臨海港運株式会社	倉庫 港運 両事業	千葉県千葉市***▽▽丁目▽▽番地▽▽号
関東支店 埼玉営業所	埼玉興産株式会社	倉庫 港運 両事業	埼玉県さいたま市***□□丁目□□番地□□号
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	
		倉庫 港運 両事業	

認証申請している
事業所の名称です。

1つの申請事業所において
複数の下請け会社を
連名登録することも可能です。

連名登録対象事業者の住所を記入します。

(注) 構内作業会社又は下請の港湾運送事業者を連名で認証登録することを希望する場合のみ、ご記入の上、申請書に添付して下さい。